

お客様 各位

消費税法改正に伴う運賃・料金等の改定、および取扱方法の変更のお知らせ**マックスライン株式会社**

謹告 平素より弊社船舶をご利用頂き、誠に有難うございます。

2019 年(令和元年)10 月 1 日に消費税法が改正されるにあたり、弊社におきましても、旅客運賃・料金、自動車航送運賃等に消費税率引き上げ相当分を転嫁し、改定させて頂くことになりました。

また、適用方法も変更することになりましたので、併せてご案内申し上げます。

何卒ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

敬白

記

消費税法改正関連

- (1) 2019 年 10 月 2 日(水)鹿児島発下り便より、旅客運賃・料金、自動車航送運賃等を改定致します。
- (2) 消費税率等に関する経過措置の取扱い方について、2019 年 10 月 2 日(水)以降ご乗船でも、2019 年 9 月 30 日(月)までに予約、領収された乗船券引換券、自動車航送券引換券等は、改定前の運賃・料金等でご利用頂けます。
- (3) 「奄美群島振興交付金等」を活用した割引額について、以下が変更になります。

割引名称	区間	割引額	
		～2019/10/2(上り便)	2019/10/2(下り便)～
奄美群島住民割引	鹿児島～名瀬・亀徳	2,400 円	2,440 円
奄美群島準住民割引	鹿児島～和泊・与論	3,000 円	3,050 円
奄美・沖縄交流割引	名瀬～本部・那覇、亀徳～本部・那覇	2,000 円	2,030 円
	和泊～本部・那覇、与論～本部・那覇	1,400 円	1,420 円

適用方法の変更内容

- (1) 料金(*寝台料金、洋室料金、船室貸切料金)、有人車の等級差額に対する割引は、「身体障がい者割引(第 1 種)、知的障がい者割引(第 1 種)、精神障がい者割引(第 1 級)」とすることになりました。
- (2) 学生割引の適用条件について、「乗船手続き時に、当該学生の生徒手帳や学生証等(*写真入りのもの)を提示した場合、または、本人所属の学校長から交付を受けた在学証明書や所定の旅客運賃割引証を提出(*1 人 1 区間につき 1 枚必要です)した場合に適用」することになりました。
- (3) 「特等、1 等」船室について、定員に満たない人数で利用する場合、該当区間の運賃等とは別に「船室貸切料金」が必要となり(*相部屋利用は不可)、船室貸切料金の算出方法は「大人普通運賃の 50%×未使用席数」とすることになりました。
- (4) 燃料油価格変動調整金には割引を適用しないことになりました(*但し、同伴幼児等の無賃の旅客は、不要です)。

《お問い合わせ先》

・営業本部 ☎892-0835 鹿児島市城南町 45-1(奄美・沖縄フェリーターミナル 2 階) TEL 099-225-1551
 ・東京営業所 ☎102-0092 東京都千代田区隼町 2-17(パレスサイド千代田 7 階) TEL 03-3511-3750
 ・沖縄営業所 ☎900-0035 那覇市通堂町 2-1(那覇ふ頭船客待合所 1 階) TEL 098-862-8774